

# 河内長野市地域猫活動ガイドブック



令和5年12月 作成

河内長野市 環境経済部環境政策課

# 目次

1. 地域猫活動とは	3
2. 地域猫活動の実践	4
2-1. 地域の理解醸造	
2-2. 活動の体制・ルールづくり	
2-3. 活動拠点づくり	
2-4. TNR の実施	
2-5. 個体の管理	
3. 地域猫活動における行政の位置づけ	6
3-1. 地域猫活動の役割	
3-2. 大阪府の支援	
3-3. 河内長野市の支援	
4. 河内長野市の地域猫活動支援制度	7
4-1. 制度の概要	
4-2. 必要書類等	
5. 地域猫活動団体登録制度	10
5-1. 団体登録制度の趣旨	
5-2. 団体登録すると可能になること	
5-3. 自治会等団体の代表者が窓口で閲覧できる情報について	
5-4. 登録の要件	
5-5. 登録の流れ	
5-6. 様式記入例	
5-7. 登録団体一覧表のイメージ	

6. 地域猫用捕獲器の貸出 . . . . . 27

6-1. 貸出の概要・対象者・要件

6-2. 貸出期間

6-3. 貸出の流れ

6-4. 注意事項

6-5. 様式記入例

7. さくらねこ無料手術チケットの配布 . . . 35

7-1. 利用の概要・対象者・要件

7-2. 利用の流れ

7-3. 注意事項

7-4. 様式記入例

8. 参考資料 . . . . . 44

8-1. 河内長野市地域猫活動団体登録要領

8-2. 河内長野市地域猫用捕獲器貸出要領

8-3. 河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領

8-4. 団体会則例

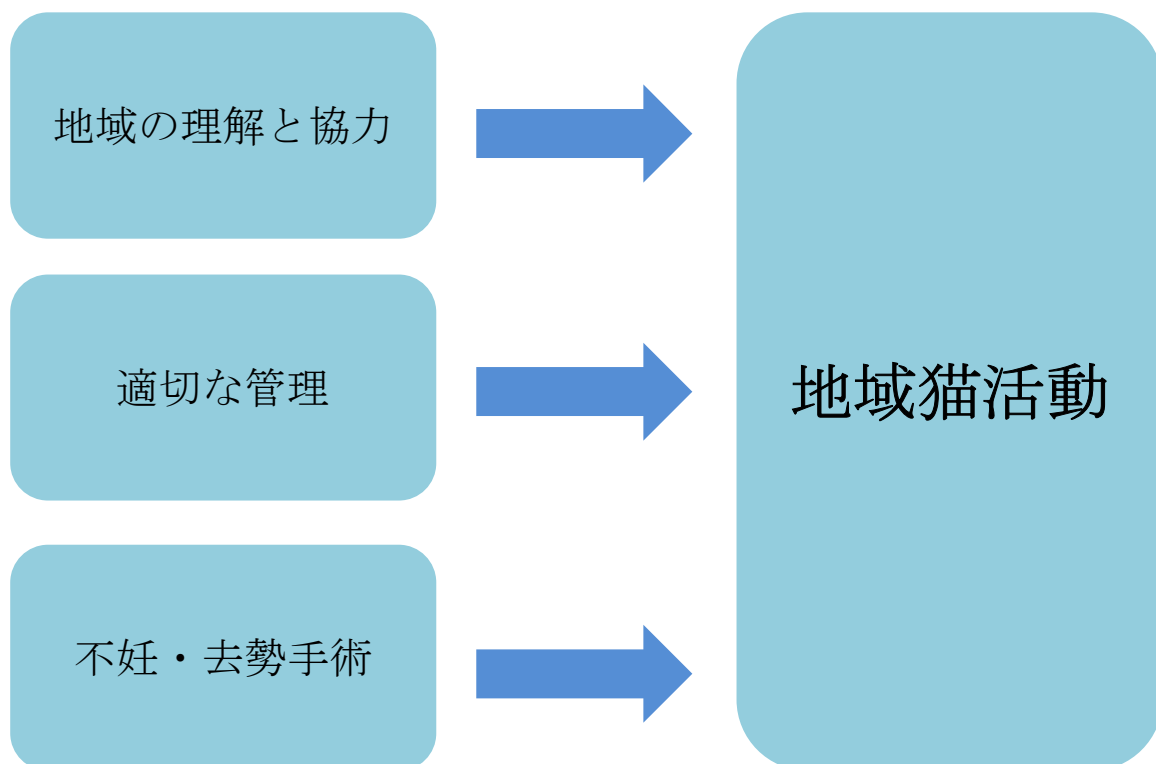
8-5. 活動地域の区域図例

9. あとがき . . . . . 59

## 1. 地域猫活動とは

皆様の住む地域でも数の違いこそあれ、所有者のいない猫（いわゆる野良猫）が見られると思われまます。同じ地域の“隣人”として、地域住民と猫が共生できることが望ましいですが、残念なことに、糞尿被害など猫が人に迷惑をかけてしまう事例もあります。こういった野良猫を原因とする様々なトラブルの解決方法の一つとして注目されているのが「地域猫活動」です。

「地域猫活動」とは、地域に暮らす野良猫に不妊去勢手術を行い、地域住民が中心となって適切に飼育管理することにより、周辺の住環境の向上を図るとともに、所有者のいない猫の増加を抑制し、今いる猫の寿命を全うさせることを目的として行う活動です。



## 2. 地域猫活動の実践

### 2-1. 地域の理解醸成

地域猫活動を始めるためには活動に対する地域住民の理解が不可欠です。なぜなら地域猫活動は、猫を好きな人、猫を嫌いな人、様々な考えを持つ人々が生活する地域の中で、ただ所有者のいない猫の捕獲や不妊手術だけを実施して終了するのではなく、その後の給仕や清掃など長い時間をかけて実施していく必要のある取り組みであるからです。

したがって、まずは地域住民に対して地域猫活動の目的や活動内容について十分に説明を行い、活動の際にトラブルが生じないように地域として同意をしてもらうことが重要です。

### 2-2. 活動の体制・ルールづくり

地域猫活動を継続していくためには活動の体制と明確なルールが必要です。所有者のいない猫の捕獲・動物病院への運搬やその後の給仕・清掃にそれぞれ誰が取り組むのかを決める必要があります。無理せず継続するためには、役割分担やローテーションを組むことも大切です。

地域として地域猫活動に取り組む場合の体制として、地域内の有志の住民が取り組む場合や自治会等の役員が従事するケースもありますが、一つの方法として地域内に地域猫活動の専門部会を作る方法があります。この方法のメリットとしては、自治会等の役員任期の制約を受けることなく継続的に地域猫活動に取り組むことができることが挙げられます。いずれにせよ地域猫活動には地域の同意が大前提となりますが、例えば猫を嫌いな人が最前線で活動を担うような体制は避けるべきでしょう。

### 2-3. 活動拠点づくり

所有者のいない猫に対する給仕については、なるべく住民の迷惑になりにくい特定の場所を設けて、決まった時間に与えるようにしましょう。給仕場所を清潔に保つために定期的な清掃も重要となります。

### 2-4. 個体把握

管理する所有者のいない猫の数を常に把握することで、新たな猫が地域に入ってきたときの対応や健康状態の把握が可能となるとともに新たに TNR※) の実施が必要となった際にも役立てることができます。

## ※TNR

TNRとは、**T**rap・**N**euter・**R**eturnを略した言葉で、捕獲器等で所有者のいない猫を捕獲（**T**rap）し、不妊去勢手術（**N**euter）を実施し、元の地域に戻す（**R**eturn）ことを指します。

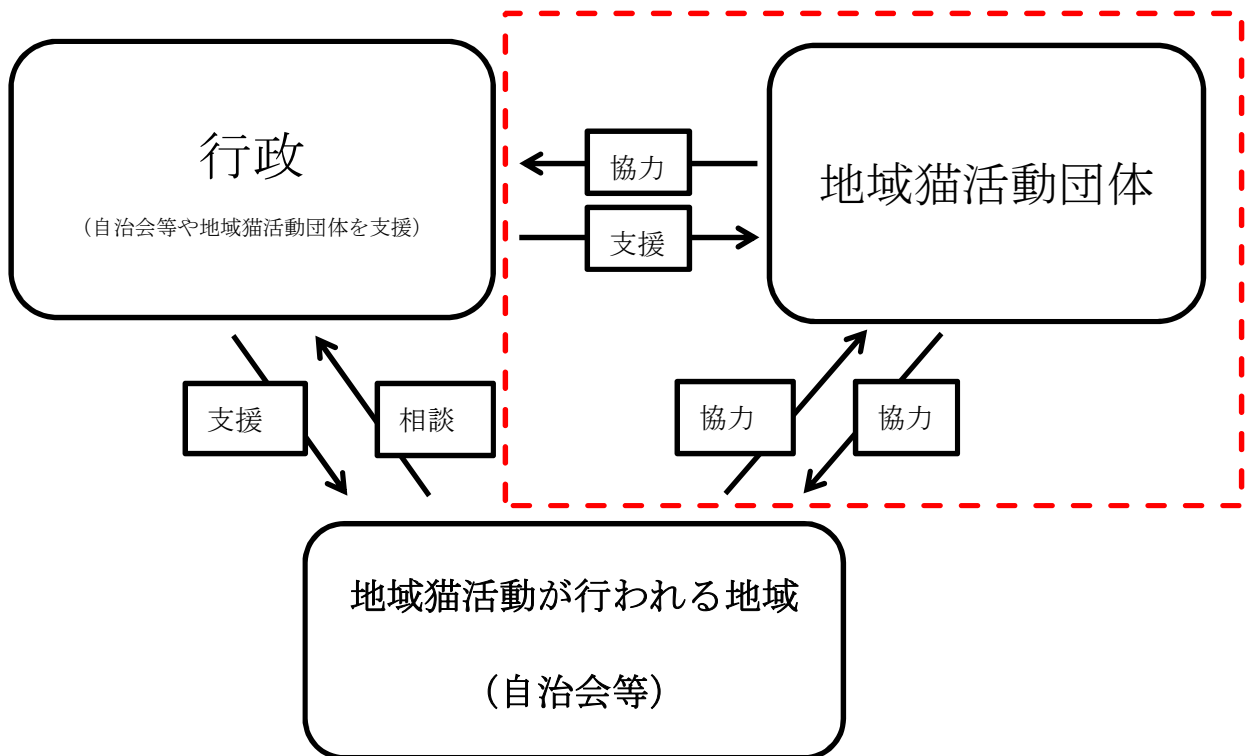
### 2-5. TNR とその後の世話

捕獲器を使用して、傷つけることのないようにして猫を捕獲します。地域内の飼い猫が捕獲器にかかることの無いように、必ず予め地域内に捕獲活動を実施する日程等の周知をする必要があります。捕獲した所有者のいない猫を動物病院に運搬し、不妊去勢手術を受けさせ、元の地域に戻した後は、猫の繁殖を防ぎながら地域猫として地域の中で世話をしていきます。

### 3. 地域猫活動における行政の位置づけ

#### 3-1. 地域猫活動の役割

地域猫活動の形態は地域住民（自治会等）が活動主体となる場合や地域猫活動団体が地域と協力して取り組む場合等様々ですが、行政は地域猫活動を行う地域及び地域猫活動団体を支援することで地域猫活動をサポートします。



#### 3-2. 大阪府の支援内容

- ・大阪府内の地域猫活動の普及啓発活動
- ・野良猫対策物品の貸与等
- ・地域猫活動実施支援
- ・地域猫活動に関する相談受付

#### 3-3. 河内長野市の支援内容・・・大阪府の支援の補完

- ・捕獲檻の貸出（地域猫活動を目的とする自治会等又は団体のみ）
- ・どうぶつ基金発行の「さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）」の配布
- ・自治会等へ地域猫活動団体の紹介

## 4. 河内長野市の地域猫活動支援制度

### 4-1. 制度の概要について

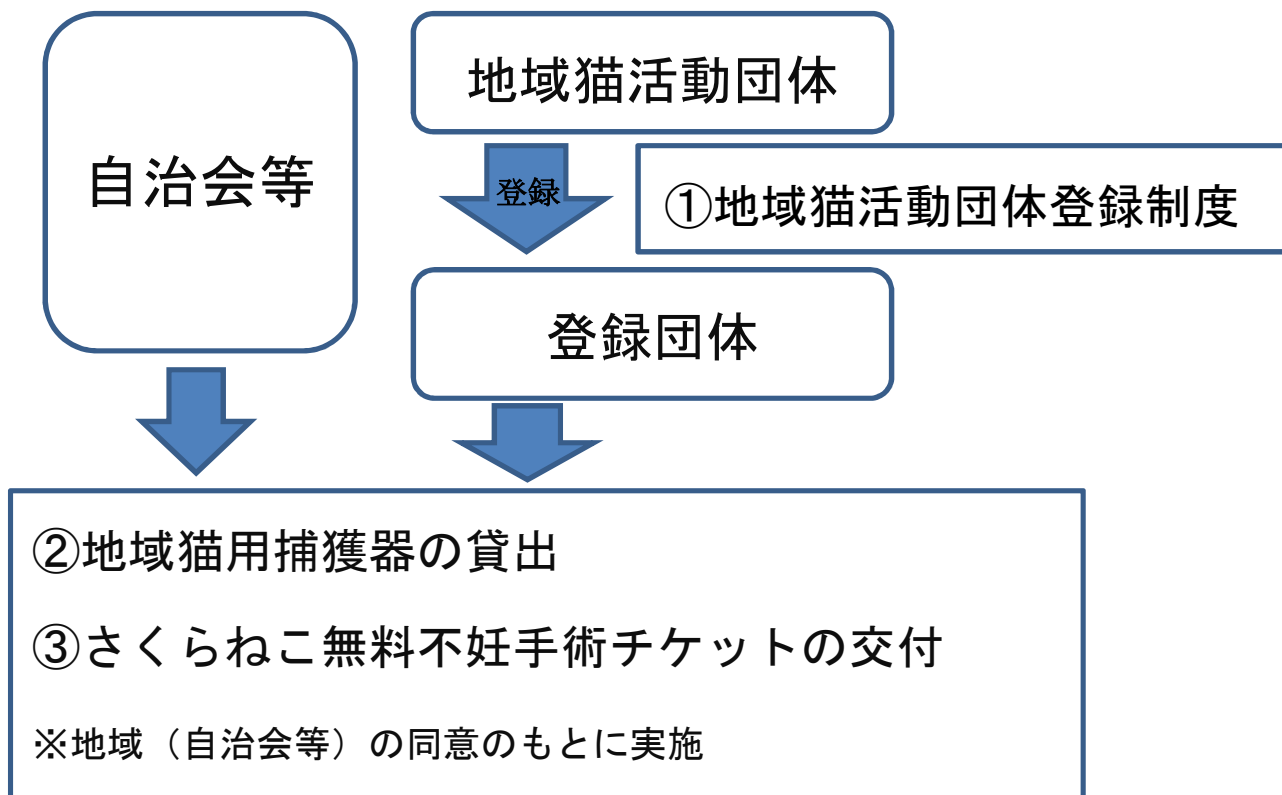
河内長野市の地域猫活動支援制度は3つの制度から成り立ちます。

- ① 地域猫活動団体登録制度
- ② 地域猫用捕獲器の貸出
- ③ さくらねこ無料不妊手術チケットの交付

これらの制度の対象となるのは河内長野市内で地域猫活動を行う以下の2種類の団体です。

- (1) 自治会等（市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）  
自治会等については、②地域猫用捕獲器の貸出と③さくらねこ無料不妊手術チケットの交付の2つの制度を利用することができます。
- (2) 地域猫活動団体

地域猫活動団体については、市に①地域猫活動団体登録制度に基づく団体登録を受けることで「登録団体」となり、自治会等と同様に②地域猫用捕獲器の貸出と③さくらねこ無料不妊手術チケットの交付の2つの制度を利用することができます。





## 4-2. 制度の概要（必要書類・スケジュールなどの一覧）

### 河内長野市の地域猫活動に係る支援策

### 地域猫活動団体用

時期	団体登録	捕獲器の貸出	さくらねこ無料不妊手術チケット	市民公益活動補償制度【参考】
<b>団体登録前</b>				
随時	<b>○登録</b> <b>【提出書類】</b> 地域猫活動団体登録申請書 （様式第1号） <b>【添付書類等】</b> ・地域猫活動団体構成員名簿 （様式第2号） ・団体の活動内容を規定した規約等 ・その他市長が必要と認める書類 ⇒市が登録可否決定を通知			<b>○登録</b> <b>【提出書類】</b> 市民活動団体届 <b>【添付書類等】</b> ・団体の名簿 ・活動内容がわかる資料 （規約や事業計画書など） ⇒登録完了 ※受付後の団体届の写しを 「賠償責任保険への加入を証する書類」とみなせる。
<b>団体登録決定後（一ヵ月ごと）</b>				
使用月の前々月末まで			<b>○交付申請</b> <b>【提出書類】</b> 河内長野市さくらねこ 無料不妊手術チケット交付申請書 （様式第1号） <b>【添付書類等】</b> ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入 を証する書類（※）	
使用月の前月1～5日まで			⇒市が基金へ申込	
使用月の初日以降		<b>○貸出申請</b> <b>【提出書類】</b> 河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書 （様式第1号） <b>【添付書類等】</b> ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入 を証する書類（※） ⇒市が捕獲器を貸出し （期間は一ヵ月以内）	⇒市が交付決定を通知、チケットを交付 （有効期間一ヵ月）	
使用月の月末まで			○チケット使用（TNR活動）	
捕獲器貸出から一ヵ月以内		<b>○返却及び活動報告</b> <b>【提出書類】</b> 河内長野市地域猫用捕獲器利用報告書 （様式第2号） <b>【添付書類等】</b> ・捕獲器（返却）		
使用月の翌月末まで			<b>○活動報告</b> <b>【提出書類】</b> 河内長野市さくらねこ 無料不妊手術チケット利用報告書 （様式第3号） <b>【添付書類等】</b> ・猫の写真（手術前、手術後） ・利用しなかったチケット（返却）	
<b>翌年度当初</b>	<b>○登録の更新</b> <b>【提出書類】</b> 地域猫活動団体登録更新申請書 （様式第4号） <b>【添付書類等】</b> ・地域猫活動実績報告書 （様式第5号） ・その他市長が必要と認める書類 ⇒市が登録更新可否決定を通知			<b>○登録の更新</b> <b>【提出書類】</b> 市民活動団体届 <b>【添付書類等】</b> ・団体の名簿 ・活動内容がわかる資料 （規約や事業計画書など） ⇒登録更新完了 ※受付後の団体届の写しを 「賠償責任保険への加入を証する書類」とみなせる。

※ 市民公益活動補償制度の「市民活動団体届」の受付後の写しを「賠償責任保険への加入を証する書類」とみなす。

## 河内長野市の地域猫活動に係る支援策

自治会用

時期	捕獲器の貸出	さくらねこ無料不妊手術チケット
使用月の前々月末まで		<b>○交付申請</b> <b>【提出書類】</b> 河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書 (様式第1号) <b>【添付書類等】</b> ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入を証する書類(※)
使用月の前月1～5日まで		⇒市が基金へ申込
使用月の初日以降	<b>○貸出申請</b> <b>【提出書類】</b> 河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書 (様式第1号) <b>【添付書類等】</b> ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入を証する書類(※) ⇒市が捕獲器を貸出し(期間は一カ月以内)	⇒市が交付決定を通知、チケットを交付 (有効期間一ヵ月)
使用月の月末まで		○チケット使用(TNR活動)
捕獲器貸出から一カ月以内	<b>○返却及び活動報告</b> <b>【提出書類】</b> 河内長野市地域猫用捕獲器利用報告書 (様式第2号) <b>【添付書類等】</b> ・捕獲器(返却)	
使用月の翌月末まで		<b>○活動報告</b> <b>【提出書類】</b> 河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書 (様式第3号) <b>【添付書類等】</b> ・猫の写真(手術前、手術後) ・利用しなかったチケット(返却)

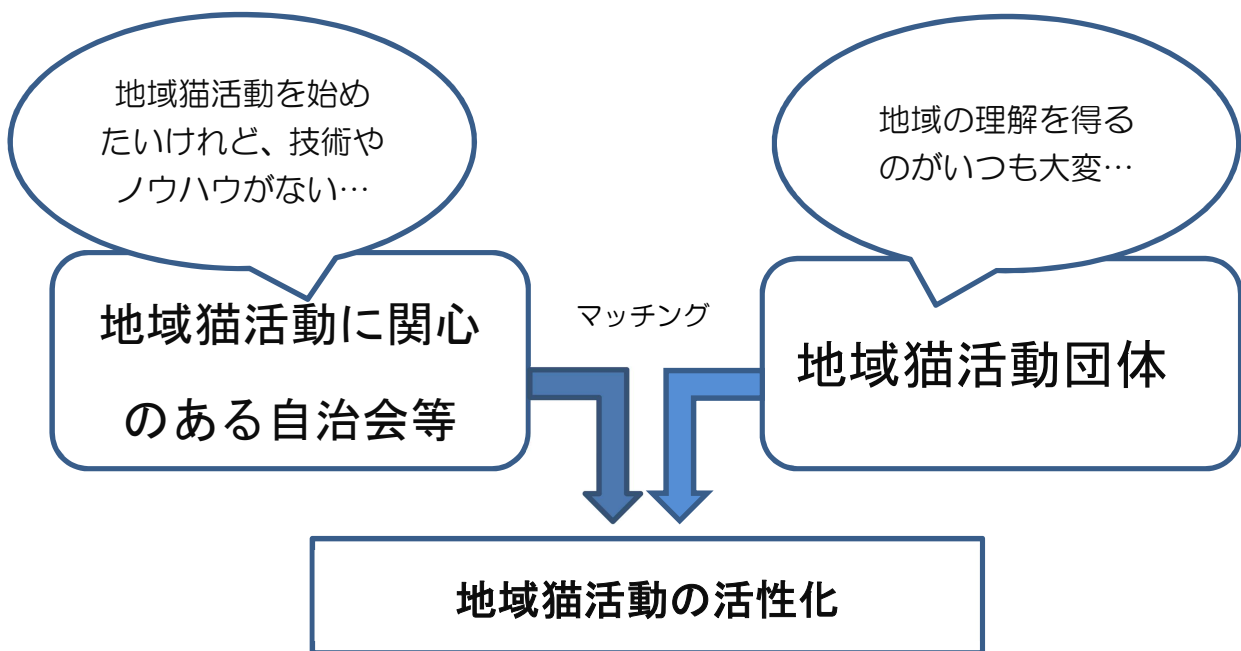
※賠償責任保険への加入を証する書類については提出不要(自治協働課に自治会名簿の提出をしていること)

## 5. 地域猫活動団体登録制度

### 5-1. 団体登録制度の主旨

地域猫活動の実施には「地域の同意」が必要不可欠ですが、地域猫活動団体が地域に入って TNR 等を実施することの難しさがある一方で、自治会等で地域猫活動の実施を検討しているものの地域内に経験や技術を持った住民がいないといった相談が寄せられることがあります。

団体登録制度は本市における活動の継続性が見込まれる地域猫活動団体を把握し、適切に支援するとともに、登録した団体を地域猫活動にかかる技術的支援や助言を必要とする自治会等とマッチングすることで、本市における地域猫活動の活性化に寄与することを目的としています。



### 5-2. 団体登録をすると可能になること

登録を行った地域猫活動団体は、「地域猫用捕獲器の貸出」及び「さくらねこ無料不妊手術チケットの交付」の各制度が利用可能となります。

### 5-3. 自治会等の代表者が窓口で閲覧できる登録団体の情報について

団体登録の際に地域猫活動団体登録申請書で「閲覧可能」とされた連絡先等の情報については、自治会等の地域代表者が地域猫活動を実施するにあたって「地域猫活動団体の協力を仰ぎたい」という意向を持つ場合に、市環境政策課窓口にて「登録団体一覧表 (P.26 参照)」を閲覧することができます。

同表なかで登録団体は、「TNR の実施」や「地域猫活動に関する助言」など、団体として無理のない範囲で自治会等をサポートできる項目について意思表示することとなります。(団体登録の内容については年度途中の変更が可能です。)

### 5-4. 登録の要件

地域猫活動団体として登録するためには以下の条件を満たす必要があります。また、登録された団体が条件を満たさなくなった場合は、団体の登録を取り消すことがあります。

1. 市内の一定の区域において、地域猫活動（住民、自治会等、ボランティア団体等が、地域に住み着いた所有者のいない猫に不妊去勢手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動）を行うこと。
2. 同一の世帯に属さない3名以上のもので構成されていること。
3. 地域猫活動を行う地域内の住民に対して活動の周知を行い、同意を得ること。
4. 現在の活動地域における地域猫及び地域猫活動に係る苦情、トラブル、損害等について、自らの責任において対応を行うこと。
5. 毎年度、市長の求めに応じて地域猫の状況及び活動状況を報告すること。
6. 自ら動物を愛護するのみならず、「動物の愛護及び管理に関する法律」の精神に則り、動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発その他の活動を行うこと。
7. 河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は団体の代表者若しくは役員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

### 5-5. 団体登録の際に必要な書類

登録に際して提出する書類は次のとおりです。

- ◆新規登録時（前年度団体登録を行わなかった場合）
  - ・地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）
  - ・地域猫活動団体構成員名簿（様式第2号）
  - ・団体の活動内容を規定した規約等

- ◆更新時（前年度団体登録している場合）
  - ・地域猫活動団体登録更新申請書（様式第4号）
  - ・地域猫活動実績報告書（様式第5号）

## 5 - 6 . 地域猫活動団体登録関係

申請等様式記入例

## 5-6-1. 地域猫活動団体登録申請書

### 記入例

記入例①

記入例②・・・代表者名を公表したくない場合

(日中電話対応が困難な場合等を想定)

記入例③・・・団体名の一部を公表したくない場合

(団体名に地域名が含まれている場合等を想定)

## 地域猫活動団体登録申請書

令和4年12月1日

(宛先) 河内長野市長

(団体名) 河内長野市ねこの会  
 (代表者) 住 所 河内長野市原町一丁目1番1号  
 氏 名 河内 花子  
 電話番号 0721-53-1111

地域猫活動団体の登録を受けたいので、河内長野市地域猫活動団体登録要領第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。

① 窓口で閲覧可能とする団体名	<input checked="" type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> その他 ( )
② 団体構成員数	10名
③ 活動履歴	令和元年 5月 1日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報 (任意選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 代表者名 <input checked="" type="checkbox"/> 代表者電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> メールアドレス (neko_no_kai@city.kawachinagano.lg.jp) <input checked="" type="checkbox"/> ホームページの URL (www.kawachinaganonekonokai.lg.jp)
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容 (任意選択)	<input checked="" type="checkbox"/> TNR (所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと) の実施 <input checked="" type="checkbox"/> TNR・地域猫活動に係る助言・相談 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件 (任意選択)	<input checked="" type="checkbox"/> TNR の実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと <input checked="" type="checkbox"/> TNR 後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

※太枠内に記入された内容については、地域猫活動団体のサポートを受けながら地域猫活動を実施したい自治会等団体 (連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体) の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。

(①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。)

添付書類：(1) 地域猫活動団体構成員名簿 (様式第2号)

(2) 団体の活動内容を規定した規約等

(3) その他市長が必要と認める書類



## 地域猫活動団体登録申請書

記入例②

（代表者を公表したくない場合）

令和4年12月1日

（宛先）河内長野市長

（団体名） 河内長野市ねこの会  
 （代表者） 住 所 河内長野市原町一丁目1番1号  
 氏 名 河内 花子  
 電話番号 0721-53-1111

地域猫活動団体の登録を受けたいので、河内長野市地域猫活動団体登録要領第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。

① 窓口で閲覧可能とする団体名	<input checked="" type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> その他（ ）
② 団体構成員数	10名
③ 活動履歴	令和元年 5月 1日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報（任意選択）	<input type="checkbox"/> 代表者名 <input type="checkbox"/> 代表者電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> メールアドレス (neko_no_kai@city.kawachinagano.lg.jp) <input type="checkbox"/> ホームページの URL ( )
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容（任意選択）	<input type="checkbox"/> TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）の実施 <input checked="" type="checkbox"/> TNR・地域猫活動に係る助言・相談 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件（任意選択）	<input type="checkbox"/> TNR の実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと <input type="checkbox"/> TNR 後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

※太枠内に記入された内容については、地域猫活動団体のサポートを受けながら地域猫活動を実施したい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。

（①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。）

添付書類：(1) 地域猫活動団体構成員名簿（様式第2号）

(2) 団体の活動内容を規定した規約等

(3) その他市長が必要と認める書類

地域猫活動団体登録申請書

**記入例③**  
 （団体名の一部を公表したくない場合）

令和4年12月1日

（宛先）河内長野市長

（団体名） **河内長野市ねこの会**  
 （代表者） 住 所 **河内長野市原町一丁目1番1号**  
 氏 名 **河内 花子**  
 電話番号 **0721-53-1111**

伏字にすることも可能です。（団体名に具体的な活動場所として  
 いる町名等が入っているため、  
 明かしたくない場合などを想定  
 しています。）

地域猫活動団体の登録を希望するので、河内長野市地域猫活動団体登録要領第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。

① 窓口で閲覧可能とする団体名	<input type="checkbox"/> 同上 <input checked="" type="checkbox"/> その他（●●●●● <b>ねこの会</b> ）
② 団体構成員数	<b>10名</b>
③ 活動履歴	<b>令和元年 5月 1日 から</b>
④ 窓口で閲覧可能とする情報（任意選択）	<input checked="" type="checkbox"/> 代表者名 <input checked="" type="checkbox"/> 代表者電話番号 <input type="checkbox"/> メールアドレス（ <input type="checkbox"/> ホームページの URL（
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容（任意選択）	<input checked="" type="checkbox"/> TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）の実施 <input checked="" type="checkbox"/> TNR・地域猫活動に係る助言・相談 <input type="checkbox"/> その他（
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件（任意選択）	<input checked="" type="checkbox"/> TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと <input checked="" type="checkbox"/> TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと <input checked="" type="checkbox"/> その他（ <b>TNRの際に猫の運搬を自治会等が行うこと</b> ）
備考	

その他に具体的な要件がある場合は括弧の中に記入してください。

※太枠内に記入された内容については、地域猫活動団体のサポートを受けながら地域猫活動を実施したい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。

（①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。）

- 添付書類：(1) 地域猫活動団体構成員名簿（様式第2号）  
 (2) 団体の活動内容を規定した規約等  
 (3) その他市長が必要と認める書類

## 5 - 6 - 2 . 地域猫活動団体構成員名簿

記入例

地域猫活動団体構成員名簿

（団体名） **河内長野市ねこの会**

※ 同一世帯に属さない3名以上のもので構成されていること

No.	フリガナ 氏名	住所	役割等
		連絡先	
1	カワチ ハナコ <b>河内 花子</b>	<b>河内長野市原町一丁目1番1号</b>	(代表)
		0721-53-1111	
2	オオサカ イチロウ <b>大阪 一郎</b>	<b>●●市××町一丁目1番2号</b>	(副代表)
		×××-××××-××××	
3	ナガノ ニヨ <b>長野 二子</b>	<b>●●市××町一丁目1番3号</b>	会計
		×××-××××-×××○	
4	オクカワチ サブロウ <b>奥河内 三郎</b>	<b>●●市××町一丁目1番4号</b>	
		×××-××××-×××△	
5	イワワキ ヨツバ <b>岩湧 四葉</b>	<b>●●市××町一丁目1番5号</b>	
		×××-××××-×××□	
6			
7			
8			
9			
10			

## 5-6-3. 地域猫活動団体登録更新申請書

記入例

地域猫活動団体登録更新申請書

令和5年4月1日

（宛先）河内長野市長

（団体名） **河内長野市ねこの会**

（代表者）住 所 **河内長野市原町一丁目1番1号**

氏 名 **河内 花子**

電話番号 **0721-53-1111**

地域猫活動団体の登録を更新したいので、河内長野市地域猫活動団体登録要領第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

従前の団体登録内容に変更は、  あります  ありません

変更内容

**構成員に変更があります。（別紙のとおり）**

備考

※構成員、規約等に変更がある場合は、詳細が分かる書類を添付すること。

## 5-6-4. 地域猫活動団体登録変更届出書

記入例

## 地域猫活動団体登録変更届出書

令和●年●月●日

（宛先）河内長野市長

（団体名） 河内長野市ねこを守る会  
 （代表者）住 所 河内長野市原町一丁目1番1号  
 氏 名 河内 花子  
 電話番号 0721-53-1111

地域猫活動団体の登録内容を変更したいので、河内長野市地域猫活動団体登録要領第6条に基づき、次のとおり届け出ます。

変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員数に変更があった</li> <li>・ 活動規約の更新</li> <li>・ 支援可能内容や対象に変更がある</li> </ul>
変更の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規に会員が追加となった</li> <li>・ 会員の脱退があった</li> <li>・ 活動規約の見直しを行い、●●に関する規約を追加したため</li> <li>・ 団体規模の拡大に伴い、●●についても支援が可能となったため</li> <li>・ 団体規模縮小に伴い、支援条件に●●を追加したため</li> </ul>
備考	

※構成員、規約等に変更がある場合は、詳細が分かる書類を添付すること。



## 5 - 6 - 5 . 地域猫活動団体登録廃止届出書

記入例

地域猫活動団体登録廃止届出書

令和●年●月●日

（宛先）河内長野市長

（団体名） 河内長野市ねこを守る会  
 （代表者）住 所 河内長野市原町一丁目1番1号  
 氏 名 河内 花子  
 電話番号 0721-53-1111

地域猫活動団体の登録を廃止したいので、河内長野市地域猫活動団体登録要領第7条に基づき、次のとおり届け出ます。

記

<p>廃止の理由</p>	<p>・ 会員数減少により団体活動が困難になったため</p>
<p>活動地域への説明・活動拠点の処理など</p>	<p>・ ●●自治会内に猫部会を立ち上げていただき、部会代表者に活動の引継ぎを行った。今後活動拠点は●●自治会猫部会代表者宅とする</p> <p>●●自治会猫部会 代表者 ●● ●●氏                  住所：●●町○○-○○                  TEL：○○○-○○○○-○○○○</p>
<p>備考</p>	

※活動拠点の処理完了後の写真を添付すること。

## 5-7. 登録団体一覧表（閲覧簿）のイメージ

### 登録団体一覧表（閲覧簿）のイメージ

地域猫活動団体 登録団体一覧表

窓口での閲覧イメージ

●年●月●日 時点

団体名	代表者名	代表者電話番号	メールアドレス	ホームページのURL	自治会等団体をサポートできる内容(任意選択)	自治会等団体をサポートできる要件(任意選択)
<b>記入例①に対応 (基本)</b>					・TNRの実施 ・TNR・地域猫活動に係る助言相談	・TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ・TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと
河内長野市ねこの会	河内 花子	0721-53-1111	neko_no_kai@city.kawachinagano.lg.jp	www.kawachinaganonekonokai.lg.jp		
<b>記入例②に対応 (代表者を公表したくない場合)</b>					・TNR・地域猫活動に係る助言相談	
河内長野市ねこの会			neko_no_kai@city.kawachinagano.lg.jp			
<b>記入例③に対応 (団体名の一部を公表したくない場合)</b>					・TNRの実施 ・TNR・地域猫活動に係る助言相談	・TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ・TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと ・TNRの際に猫の運搬を自治会等が行うこと
●●●●●ねこの会	河内 花子	0721-53-1111				

※ TNR : 所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと

## 6. 地域猫用捕獲器の貸出

### 6-1. 捕獲器貸出の概要・貸出対象者

河内長野市では、地域に住み着いた所有者のいない猫に対して不妊去勢手術を行う事を目的に、自治会等や条件を満たした団体等を対象に地域猫用捕獲器の貸出を行っています。

#### ◆捕獲器の貸出対象（下記のいずれかに該当する団体）

1. 地域猫活動を行う河内長野市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
2. 「河内長野市地域猫活動団体登録要領」に基づく団体登録を受けている団体※

※ただし、事前に活動地域の自治会等の同意が必要

### 6-2. 貸出期間

貸出日から一箇月以内

### 6-3. 貸出申請に必要な書類

自治会等が申請を行う場合

- ・河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書（様式第1号）
- ・活動地域と捕獲器設置予定場所の地図

自治会等から活動の同意を受けた団体が申請を行う場合

- ・河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書（様式第1号）
- ・活動地域と捕獲器設置予定場所の地図
- ・賠償責任保険への加入を証する書類

### 6-4. 注意事項

- ・個人に対しては捕獲器の貸出は行っていません。
- ・地域猫活動以外を目的に捕獲器を使用しないでください。
- ・捕獲器の管理は申請団体で行い、又貸し等を行わないでください。
- ・虚偽申請や目的外利用等が確認された場合は、捕獲器の貸出を取り消すとともに速やかに捕獲器の返還を求める場合があります。

## 6 - 5 . 地域猫用捕獲器貸出関係

申請等様式記入例

## 6 - 5 - 1 . 地域猫用捕獲器貸出申請書

### 記入例

記入例①・・・自治会等が申請する場合

記入例②・・・地域猫活動団体が申請する場合

河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書

令和4年12月15日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

団体名 **××××自治会**  
 代表者住所 **河内長野市原町一丁目1番1号**  
 代表者氏名 **長野 太郎**  
 電話番号 **0721-53-1111**

河内長野市地域猫用捕獲器貸出要領（以下「要領」といいます。）第5条の規定に基づき、猫用捕獲器の貸出を申し込みます。

なお、捕獲器の貸出しを受けるに当たり、要領の規定を遵守するとともに、各規定に反した場合は、速やかに捕獲器を返却します。

記

設置場所	河内長野市 <b>××町一丁目</b>
貸出期間	<b>令和4年12月15日</b> ～ <b>令和5年 1月14日</b>
確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所や給餌場所記載のもの）の提出 <input checked="" type="checkbox"/> 賠償責任保険への加入を証する書類の提出（申請者が要領第3条第1号の団体に該当する場合は不要） <input checked="" type="checkbox"/> 捕獲器に破損等なし <input checked="" type="checkbox"/> 裏面の確認と遵守

○申請者が要領第3条第1号の団体に該当する場合

- ・地域猫活動の実施に当たっての同意欄（申請者が署名）

（署名） **長野 太郎**

○申請者が要領第3条第2号の団体に該当する場合

- ・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名） \_\_\_\_\_

- ・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者又は申請者が署名）

（署名） \_\_\_\_\_

※自治会等の地縁団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

**記入例②**  
**（地域猫活動団体）**

## 河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書

令和4年12月15日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

団体名 **河内長野市ねこの会**  
 代表者住所 **河内長野市原町一丁目1番1号**  
 代表者氏名 **河内 花子**  
 電話番号 **0721-53-1111**

河内長野市地域猫用捕獲器貸出要領（以下「要領」といいます。）第5条の規定に基づき、猫用捕獲器の貸出を申し込みます。

なお、捕獲器の貸出しを受けるに当たり、要領の規定を遵守するとともに、各規定に反した場合は、速やかに捕獲器を返却します。

記

設置場所	河内長野市 <b>××町一丁目</b>
貸出期間	<b>令和4年12月15日</b> ～ <b>令和5年 1月14日</b>
確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所や給餌場所記載のもの）の提出 <input checked="" type="checkbox"/> 賠償責任保険への加入を証する書類の提出（申請者が要領第3条第1号の団体に該当する場合は不要） <input checked="" type="checkbox"/> 捕獲器に破損等なし <input checked="" type="checkbox"/> 裏面の確認と遵守

○申請者が要領第3条第1号の団体に該当する場合

・地域猫 **当該地域での地域猫活動における給餌・清掃の役割分担に応じて署名してください。**（署名）

**署名 2箇所**

○申請者が要領第3条第2号の団体に該当する場合

・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名） 長野 太郎

・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者又は申請者が署名）

（署名） 長野 太郎

※自治会等の地縁団体を持たない地域にあつては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること



## 6 - 5 - 2 . 河内長野市地域猫用捕獲器利用 報告書

### 記入例

記入例①・・・自治会等が申請した場合

記入例②・・・地域猫活動団体が申請した場合



様式第2号（第8条関係）

記入例②  
(地域猫活動団体)

河内長野市地域猫用捕獲器利用報告書

令和5年1月13日

(宛先) 河内長野市長

(申請者)

団体名 河内長野市ねこの会

代表者住所 河内長野市原町一丁目1番1号

代表者氏名 河内 花子

電話番号 0721-53-1111

河内長野市地域猫用捕獲器貸出要領第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

貸出期間	令和4年 12月 15日 ~ 令和5年 1月 13日
設置場所	河内長野市 ××町一丁目
設置期間	令和4年 12月 20日 ~ 令和4年 12月 21日 令和5年 1月 10日 ~ 令和5年 1月 10日 年 月 日 ~ 年 月 日
捕獲数	5 匹

## 7. 河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケットの交付

### 7-1. チケット利用の概要・交付対象者

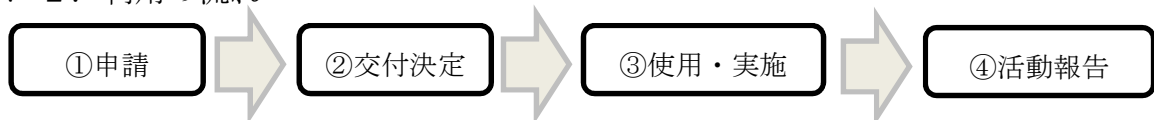
河内長野市では、地域猫活動の推進のため、自治会等や条件を満たした団体等を対象に、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）」の配布を行っております。

#### ◆チケット配布対象（下記のいずれかに該当する団体）

1. 地域猫活動を行う河内長野市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
2. 「河内長野市地域猫活動団体登録要領」に基づく団体登録を受けている団体※

※ただし、事前に活動地域の自治会等の同意が必要

### 7-2. 利用の流れ



#### ①自治会等から河内長野市へチケット交付申請

（申請期限 チケット使用月の前々月の月末）

提出書類

- ・河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式1）
- ・地域猫活動区域と捕獲活動予定場所を示す地図

#### ②チケット交付決定 （交付決定連絡 チケット使用月の前月の20日前後）

#### ③チケット使用・不妊去勢手術の実施 （チケット使用月の月初から月末）

#### ④地域猫活動報告 （報告期限 チケット使用月の翌月末）

提出書類

- ・河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式3）
- ・捕獲場所詳細地図
- ・捕獲活動写真
- ・手術前後の猫の写真
- ・地域猫活動記録表

### 7-3. 注意事項

- チケットは地域猫活動を目的とした不妊・去勢手術を行う猫のみを対象としています。譲渡または飼育予定の猫にチケットを使用しないでください。
- 交付されたチケットを申請団体以外で使用することはできません。
- チケットを利用する不妊・去勢手術に対して、対価・報酬・実費等の請求はできません。
- 市の要領やどうぶつ基金の規定が守られていないことが確認された場合は、未利用チケットの返却や今後のチケット配布をお断りする場合があります。
- 市の「河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領」や、どうぶつ基金が定める各種規定等を守ってください。
- 公益財団法人どうぶつ基金の手続きや規約等が変更になった場合、本ガイドブックに記載の手続きも変更される場合があります。

## 7-4. 河内長野市さくらねこ無料不 妊手術チケット関係

### 申請等様式記入例

記入例  
(自治会)

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

令和4年12月15日

(宛先) 河内長野市長

使用月の前々月末までに提出  
してください。  
(この例は2月使用分のチケ  
ットの交付申請です。)

(申請者)

団体名 ×××自治会  
代表者氏名 長野 太郎  
住 所 河内長野市原町一丁目1番1号  
電話番号 0721-53-1111

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付を受けたいので、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領第4条の規定により、以下の確認事項に同意し、下記の通り申請します。

〈確認事項〉

1. 本事業の実施（捕獲、病院等への運搬等）は、申請者が責任もって行います。
2. チケットを利用する場合は、申請した地域の猫についてのみ使用します。
3. チケットの利用にあたり、地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、万が一トラブルが生じた場合は、申請者において責任をもって対応します。また、チケットの利用に当たり生じた損害についても、申請者の責任において対応します。
4. 環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。
5. 耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済であることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫が、この場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。
6. 有効期限が過ぎたチケットは、市に返却します。
7. 他者にチケットを譲渡しません。

記

1. 捕獲場所 河内長野市 ××町一丁目  
※ 地図を添付
2. 申請枚数 5 頭分

裏面へ続く

(表面)

○申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

- ・地域猫活動の実施に当たっての同意欄（申請者が署名）

（署名） 長野 太郎

○申請者が河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

- ・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名） \_\_\_\_\_

- ・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者又は申請者が署名）

（署名） \_\_\_\_\_

※自治会等の地縁団体を持たない地域にあつては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

※賠償責任保険への加入を証する書類を添付すること（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要）

〈特記事項〉

公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットを交付するため、申請枚数どおりの交付ができない場合があります。

（裏面）



記入例②  
(地域猫活動団体)

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

令和4年12月15日

(宛先) 河内長野市長

(申請者)

使用月の前々月末までに提出  
してください。  
(この例は2月使用分のチケ  
ットの交付申請です。)

団体名 河内長野市ねこの会  
代表者氏名 河内 花子  
住 所 河内長野市原町一丁目1番1号  
電話番号 0721-53-1111

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付を受けたいので、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領第4条の規定により、以下の確認事項に同意し、下記の通り申請します。

〈確認事項〉

- 8. 本事業の実施（捕獲、病院等への運搬等）は、申請者が責任もって行います。
- 9. チケットを利用する場合は、申請した地域の猫についてのみ使用します。
- 10. チケットの利用にあたり、地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、万が一トラブルが生じた場合は、申請者において責任をもって対応します。また、チケットの利用に当たり生じた損害についても、申請者の責任において対応します。
- 11. 環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。
- 12. 耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済であることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫が、この場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。
- 13. 有効期限が過ぎたチケットは、市に返却します。
- 14. 他者にチケットを譲渡しません。

記

- 1. 捕獲場所 河内長野市 ~~××町一丁目~~  
※ 地図を添付
- 2. 申請枚数 5 頭分

裏面へ続く

(表面)

○申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

- ・地域猫活動の実施に当たっての同意欄（申請者が署名）

（署名）

**署名 2箇所**

○申請者が河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体に該当する場合

- ・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名） **長野 太郎**

- ・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者又は申請者が署名）

（署名） **長野 太郎**

※自治会等の地縁団体を持たない地域にあつては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

※賠償責任保険への加入を証する書類を添付すること（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要）

〈特記事項〉

公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットを交付するため、申請枚数どおりの交付ができない場合があります。

**当該地域での地域猫活動における給餌・清掃の役割分担に応じて署名してください。**

（裏面）



記入例  
(地域猫活動団体)

様式第3号 (第6条関係)

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

令和5年2月28日

使用月の翌月末までに提出してください。  
(この例は2月使用分のチケットの利用報告です。)

(申請者)

団体名 河内長野市ねこの会

代表者氏名 河内 花子

住 所 河内長野市原町一丁目1番1号

電話番号 0721-53-1111

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット (行政枠) を利用したので、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 交付枚数

5 枚

2. 利用枚数

5 枚 (内訳 オス 2 匹、メス 3 匹)

3. 返却枚数

0 枚

4. 利用の詳細

使用しなかったチケットがある場合は  
利用報告と併せて返却してください。

番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	実施場所
1	三毛	女	2/24	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市◎◎町
2	キジ、大柄	女	2/24	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市◎◎町
3	白・茶	女	2/24	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市◎◎町
4	白・茶	男	2/24	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市◎◎町
5	白・茶	男	2/24	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市◎◎町
6						
7						
8						
9						
10						

手術前、手術後の猫の写真を添付してください。  
※個体が識別でき、また、手術を実施したことが分かるもの。

※ 添付書類：猫の写真 (手術前、手術後)

## 8. 參考資料

## 8-1. 河内長野市地域猫活動団体 登録要領

## 河内長野市地域猫活動団体登録要領

(目的)

第1条 この要領は、河内長野市内で地域猫活動を行う団体の登録（以下「団体登録」という。）について、必要な事項を定める。

(団体登録の要件)

第2条 団体登録ができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の一定の区域において、地域猫活動（住民、自治会、ボランティア団体等が、地域に住み着いた所有者のいない猫に不妊去勢手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動をいう。以下同じ。）を行うこと。
- (2) 同一の世帯に属さない3名以上のもので構成されていること。
- (3) 地域猫活動を行う地域（以下「活動地域」という。）内の住民に対して活動の周知を行い、同意を得ること。
- (4) 現在の活動地域における地域猫及び地域猫活動に係る苦情、トラブル、損害等について、自らの責任において対応を行うこと。
- (5) 毎年度、市長の求めに応じて地域猫の状況及び活動状況を報告すること。
- (6) 自ら動物を愛護するのみならず、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の精神に則り、動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発その他の活動を行うこと。
- (7) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は団体の代表者若しくは役員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(団体登録の申請)

第3条 団体登録を受けようとする団体は、地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動団体構成員名簿（様式第2号）
- (2) 団体の活動内容を規定した規約等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、団体登録の可否を地域猫活動団体登録（更新）可否決定通知書（様式第3号。以下「可否決定通知書」という。）により、当該申請を行った団体に通知するものとする。

(団体登録の有効期間等)

第4条 団体登録の有効期間は、登録のあった日の属する年度の3月31日ま

でとする。

- 2 前項の規定に関わらず、団体登録は更新することができ、更新後の団体登録の有効期間は、更新日の属する年度の3月31日までとする。

(団体登録の更新申請)

第5条 前条第2項に基づく団体登録の更新を行おうとする団体は、地域猫活動団体登録更新申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域猫活動実績報告書(様式第5号)

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、団体登録の更新の可否を可否決定通知書により、当該申請のあった団体に通知するものとする。

(団体登録の変更)

第6条 団体登録を受けた団体は、団体登録の内容に変更が生じたときは、速やかに地域猫活動団体登録変更届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(団体登録の廃止)

第7条 団体登録を廃止しようとする団体は、速やかに地域猫活動団体登録廃止届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(団体登録の取消し)

第8条 市長は、団体登録を受けた団体が次の各号にいずれかに該当すると認めるときは、団体登録を取り消すことができる。

(1) 団体登録を受けた団体が第2条各号のいずれかに該当しなくなった場合

(2) 虚偽、不正等の手段によって団体登録を受けた場合

(3) その他、団体登録が適当でないと市長が認める場合

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。



## 8-2. 河内長野市地域猫用捕獲器 貸出要領

## ○河内長野市地域猫用捕獲器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、不妊去勢手術を行う目的で猫を捕獲する捕獲器（以下「捕獲器」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 地域猫 住民、自治会、ボランティア団体等が、地域に住み着いた所有者のいない猫に不妊去勢手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく猫をいう。

(2) 不妊去勢手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の避妊手術をいう。

(貸出しの対象)

第3条 捕獲器の貸出対象者（以下「対象者」という。）は、河内長野市内において地域猫活動を行う、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体

(2) 河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体

(貸出期間)

第4条 捕獲器の貸出期間は、貸出日から起算して、貸出日が属する年度内における原則1箇月以内とし、再申請することを妨げない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときはこの限りではない。

(申請)

第5条 捕獲器の貸出しを希望する対象者（以下「希望者」という。）は、河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの）

(2) 賠償責任保険への加入を証する書類（申請者が第3条第2号に規定する団体の場合のみ）

(貸出し)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、その内容が適切であると認めるときは、職員に捕獲器の使用方法及び捕獲等の際の留意事項について十分な説明を行わせ、捕獲器に捕獲器標識を付けた上で、希望者に無償で貸出しするものとする。

2 市長は、前項の貸出しを行う際、希望者に捕獲器の状態を確認させ、破損等の状態が無い事を市と希望者の双方で同意するものとする。

(貸出し後の使用及び管理)

第7条 前条第1項の規定により捕獲器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器を不妊去勢手術の実施を目的とした捕獲以外に使用しないこと。
- (2) 捕獲器を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は改造しないこと。
- (3) 捕獲器を第三者の土地等に設置する場合は、必ず所有者の承諾を得てから設置し、他の者及び財産に損害等を与えないように責任を持って管理及び使用すること。
- (4) 飼い猫の誤捕獲を未然に防止するため、捕獲活動を行う前に、地域猫活動を実施しようとする地区の自治会及び隣接自治会等の会員に対し、捕獲予定日時を事前に周知すること。
- (5) 餌の入替え、清掃等、捕獲器使用に伴い発生する各種作業は、近隣地域住民等とトラブルにならないよう、借受者が責任をもって行うこと。
- (6) 捕獲器の設置場所は、直射日光が当たる場所を避け、風雨にさらされないようにするなど猫に配慮した場所とすること。
- (7) 捕獲器を設置している間は、1日1回以上捕獲器を確認すること。
- (8) 捕獲器の設置、猫の捕獲等に起因した苦情等については、借受者が自己の責任において誠実な対応を行うこと。

(返却及び活動報告)

第8条 借受者は、捕獲器を返却する際は、清掃し、借り受けたときと同程度の状態にあるかを確認し、第4条に規定する貸出期間の満了する日までに捕獲器を市長に返却するとともに、河内長野市地域猫用捕獲器利用報告書（様式第2号）を提出しなければならない。ただし、既に捕獲器の貸出しを受けている者が再申請を行う場合は、当該再申請日の前1週間以内に撮影された捕獲器の写真を市長に提出することをもって、捕獲器の返却に代えることができるものとする。

(貸出しの取消等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、捕獲器の貸出しを取り消し、貸し出した捕獲器を速やかに返却するよう求めることができる。

- (1) 第7条各号の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽申請その他不正な手段により捕獲器の貸出しを受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(免責)

第10条 河内長野市は、捕獲器の貸出し及び使用に起因する全ての事故、紛争等について、その責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 借受者の責めに帰すべき理由によって、捕獲器を滅失し、又はき損したときは、借受者がその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

2 捕獲器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(補則)

第12条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

### 8-3. 河内長野市さくらねこ無料 不妊手術チケット利用要領

## 河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領

### (目的)

第1条 この要領は、地域猫活動に取り組む地域団体等に対して、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が発行する「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫活動 住民、自治会、ボランティア団体等が、地域に住み着いた所有者のいない猫に不妊手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動をいう。
- (2) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (3) 不妊手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の避妊手術をいう。

### (交付対象者)

第3条 チケットの交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、河内長野市内において地域猫活動を行う、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
  - (2) 河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合はチケットを交付しない。
- (1) 譲渡し、又は飼い猫にする予定の猫の不妊手術を行う場合
  - (2) 交付対象者が過去に同種の事業を実施するにあたり著しく問題があった場合
  - (3) その他市長がチケットの利用が適当でないと認める場合

### (申請)

第4条 チケットの交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの）
- (2) 賠償責任保険への加入を証する書類（申請者が前条第1項第2号に規定する団体の場合のみ）

### (交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、どうぶつ基金にチケットを申請するものとする。

2 市長は、前項の申請に基づき、どうぶつ基金により発行されたチケットの枚数の範囲内でチケットの交付を決定し、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するとともに、チケットを交付するものとする。

（活動報告）

第6条 前条第2項の規定によりチケットの交付を受けた申請者は、チケット使用月の翌月末までに、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第3号）を、市長に提出するとともに、利用しなかったチケットを返却するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、第5条第2項の規定によりチケットの交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し等通知書（様式第4号）により通知し、交付決定の一部若しくは全部を取り消し、又は交付したチケットの全部もしくは一部の返還を求めることができる。

(1) チケットの利用方法が不相当と認められる場合

(2) 本要領、どうぶつ基金が定める各種規程等に違反した場合

(3) その他市長が必要と認める場合

（苦情等の対応）

第8条 チケットの利用により生じた苦情、損害等については、チケットの利用者が責任をもって対応を行うものとする。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

## 8 - 4 . 団体会則例



「 」会則

(名称)

第1条 本会は、 と称する。

(目的)

第2条 本会は動物愛護の精神に基づき、活動区域内に存する住み着いた所有者のいない猫を適正に飼育管理し、に不妊去勢手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理することにより周辺的生活環境の向上及び個体数増加の抑制を図り、もって人と猫との共存を目指すことを目的として設置する。

(所在地)

第3条 本会の事務局は河内長野市 に置く。

(活動内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次のボランティア活動を行う。

- (1) 地域猫活動
- (2) 動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発 動物愛護に係る啓発

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置き、運営する。なお、役員は会員の互選により選任する。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 会計

(役員の仕事)

第6条 代表は、この会を代表し会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故等あるときは代表の職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計事務を行う。

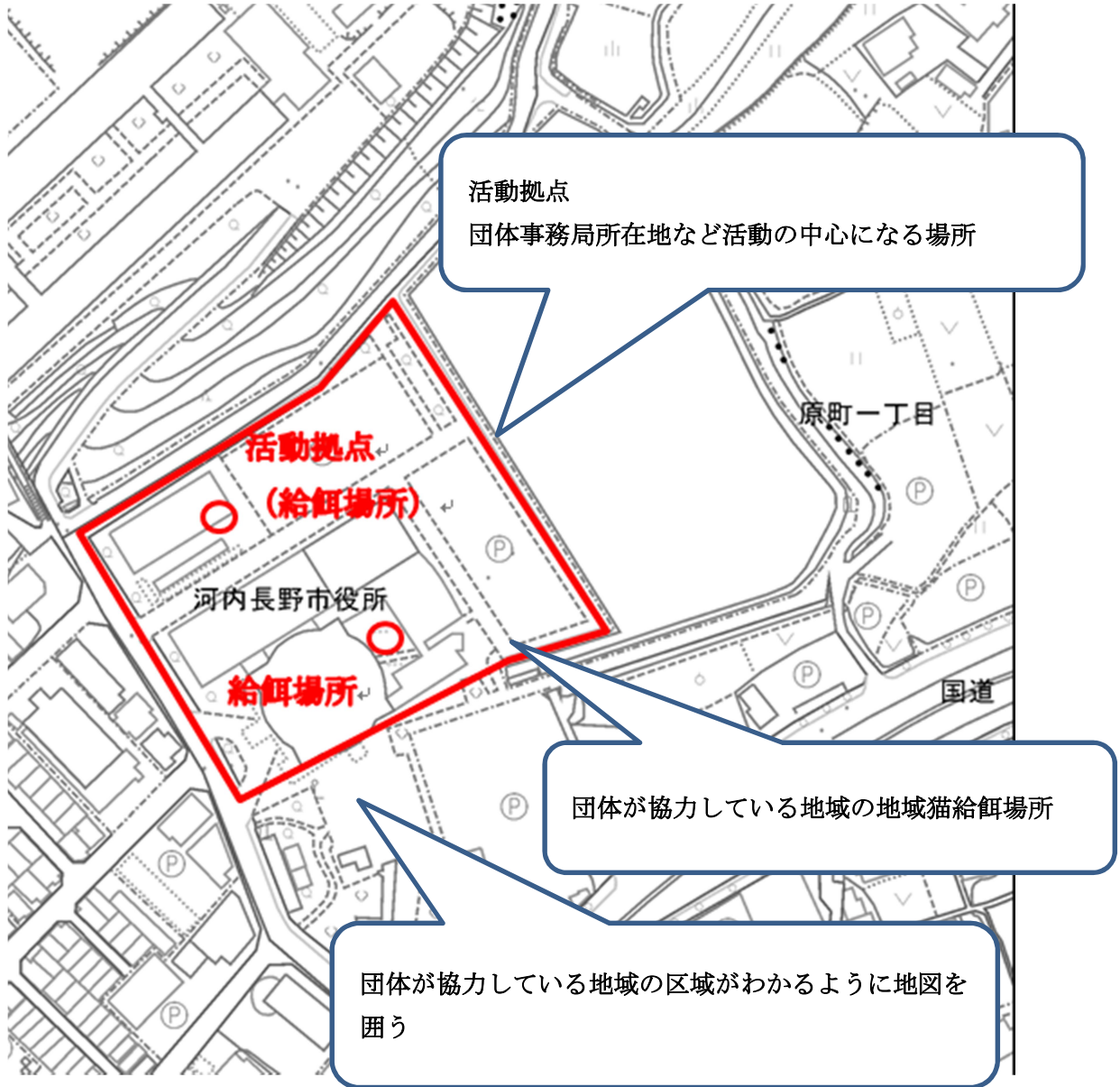
附 則

この会則は、 年 月 日から施行する。

## 8 - 5 . 活動地域の区域図例

## 活動地域の区域図

記入例



## 9. あとがき

河内長野市内には地域猫活動が行われている地域が複数あり、それらの地域では、住民の理解と協力のもと大きなトラブルもなく、人と猫が生活しています。

地域猫活動を行っている地域は「猫好きの人」だけが住む特別な地域だったのでしょうか？ そうではありません。地域猫活動が行われている地域にも「猫嫌いの人」はいました。では「猫嫌いの人」の意見を無視して地域猫活動を行っているのでしょうか？ それも違います。地域猫活動を行う地域では自分たちの住む地域をよりよくするために「猫好きの人」と「猫嫌いの人」が意見を出し合ってお互いに納得した上で地域猫活動が行われています。

地域猫活動は、猫による環境被害を軽減し、「猫好きの人」や「猫嫌いの人」、様々な考え方を持つ人がいる地域の中で「地域環境を改善すること」を目的とするものです。このため、「猫嫌いの人」の声にも耳を傾けるとともに、活動実績や成果を地域で共有し、地域猫活動を継続することが「地域環境を改善すること」に役立つと住民に認識してもらうことが重要です。また、全国の地域猫活動実施事例の中には副次的な効果として、地域猫活動を通じて住民交流が増え、地域コミュニティーの活性化に繋がった事例もあります。

本ガイドブックをお読みになり少しでも地域猫活動に興味を持たれましたら、一度河内長野市にご連絡くださいますようお願いいたします。

